

福祉生活病院常任委員会資料

(追 加 分)

(平成22年1月21日)

〔件 名〕

- 1 東部広域可燃物処理施設の環境影響評価方法書に対する知事意見について
(環境立県推進課) . . . 1

生活環境部

東部広域可燃物処理施設の環境影響評価方法書に対する知事意見について

平成22年 1月21日
環境立県推進課

- 平成21年9月1日付で手続きが開始された、東部広域行政管理組合が鳥取市河原町国英(くにふさ)地区を候補地とする可燃物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対し、平成22年1月20日付で知事意見を通知。
- 知事意見の作成にあたっては、住民意見、鳥取市長意見、鳥取県環境影響評価審査会の意見を踏まえて作成。

1 知事意見の概要

区分	内 容
1 総括的事項	<p>(1) 環境影響評価の実施にあたっては、住民からの要望等に十分配慮するとともに、引き続き、積極的な情報公開に努めること。</p> <p>(2) 環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、選定した項目及び手法の見直しを行い、必要に応じて、追加調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>(3) 環境影響評価の実施にあたっては、単に環境保全目標と比較するのではなく、現況の環境を極力悪化させないという観点から評価するとともに、環境影響評価の結果、環境保全措置を講じることとする場合は、環境影響への回避・低減が最大限なされるよう、十分に検討し、その内容についても明らかにすること。</p>
2 個別事項 (1) 大気質	<p>ア 環境影響を受ける範囲について、方法書では、隣接する八頭町は、当該事業に係る環境影響を受ける範囲外とされているが、八頭町内においても大気質及び悪臭の測定箇所や観測点を設置するなど、調査、予測及び評価を行った上で、環境影響を受ける範囲かどうかを準備書において明らかにすること。</p> <p>イ 当該事業は、「処理方式」「煙突高」「施設配置」「廃棄物の搬入経路（取り付け道路）」等について、現時点で不確定であるが、これらの不確定要素による不測の環境影響が生じないよう、十分に配慮して、調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>ウ 逆転層の出現状況や隣接地に計画されている工業団地による地形改変など、気象や地形の地域特性等を十分に考慮した調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>エ 主要な風向に位置する集落への環境影響だけでなく、すべての近隣の集落への環境影響についても調査、予測及び評価を行うこと。</p>
(2) 悪臭	施設から漏洩した場合の事業所敷地境界地点での環境影響並びに大気質と同様に煙突排ガスによる環境影響についても調査、予測及び評価を行うこと。
(3) 騒音・振動	調査、予測及び評価の地点として、事業所敷地境界地点を追加すること。また、鳥取県公害防止条例第58条に規定する深夜騒音規制が適用されるので、留意すること。
(4) 土壌	煙突から排出される排出ガスのうち、特にばいじんによる周辺土壌への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

区分	内 容
(5) 動植物・生態系	<p>ア 現地調査の結果、「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律第4条第二項および政令で定める希少野生動植物種」、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例第二条で定める希少野生動植物及び特定希少野生動植物」、「文化財保護法に基づく特別天然記念物及び天然記念物に指定された野生動植物」及び「レッドデータブックとつとりに記載された野生動植物」が確認された場合は、必要に応じて、その種に着目した追加調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>イ 水生生物の調査範囲は、水質の調査範囲と同範囲とし、適切な調査地点を設定の上、調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>ウ 生物多様性については、当該地域の自然環境と生物群集の分布、食物連鎖関係等の生態系の構造をよく把握した上で、可能な限り定量的に予測及び評価を行うこと。</p>
(6) 景観	靈石山、河原城及び近隣集落等を調査対象にあげているが、因美線沿線など施工区域を視認できるその他の地点についても、調査、予測及び評価の対象に含めることを検討すること。
(7) 温室効果ガス	エネルギーの有効利用（発電、廃熱利用等）を始めとした排出抑制対策等について検討し、その内容について、準備書に記載すること。

2 参考

(1) 住民意見の概要

○方法書公表と併せて事業者が住民意見を募集（募集期間：9月1日～10月14日）

○環境保全の見地に関する意見（11項目）

・調査範囲や調査地点等の拡大・追加、緑地減少・環境変化への危惧 など

○その他の意見（2項目）

- ・事業実施に対する反対意見（事業予定地の自然保持の必要性、地域住民の協定書違反）
- ・地区住民に対する的確な情報提供の要望

(2) 鳥取市長の意見

○環境保全の見地から適切な調査、予測及び評価を行い、公表すること。（具体的な指示事項はない）

(3) 方法書の内容検証

○府内関係課による環境影響評価検討会（9月3日立上げ）にて、方法書の内容を検証。

○鳥取県環境影響評価条例に基づく環境影響評価審査会（会長：岡崎 誠鳥取環境大学教授）を開催し、方法書の内容を検証。

第1回（平成21年 9月25日）…事業概要説明及び事業箇所の現地視察

第2回（平成21年11月26日）…方法書内容の検証及び意見（案）の検討

第3回（平成22年 1月 7日）…知事意見（案）について了承

3 今後の予定

○事業者は、環境影響評価方法書に基づき、地元関係者の理解を得て、現地の環境影響調査を実施。

○調査終了後、環境影響の予測、評価等をまとめた環境影響評価準備書を作成し、公表。改めて地域住民、関係市町村長、知事に意見を求めることとなる。